受取機を用いたOTC市販医薬品の受取りに関する実証

申請者	富士電機株式会社	認定日等	申請：2026年9月30日 認定：2026年11月13日
主務大臣	厚生労働大臣【事業所管、規制所管】		

実証目的

- 令和7年の薬機法改正において、濫用抑制の規制強化だけではなく、薬局又は店舗販売業者（管理店舗）の薬剤師等の管理の下で、これら厳格化された規制を確実に遵守し得る登録受渡店舗（受渡機械設備）の運用モデルを定義している。
- 本実証実験において、これまで実施されている実証実験とは違った『**新しいオンライン技術**』と『**新しい受渡機の技術**』を組み合わせることで、登録受渡店舗（受渡機械設備（受取機））での**適正管理と適正販売を実現する**とともに、**薬剤師等の業務負担の軽減**について検証する。

- 【目的①】購入者からの**正確な情報取得**と**販売時における不正の抑止**と**薬剤師等の業務負担の軽減**
- 【目的②】購入者の**プライバシーを確保**しながら、**いつでも薬剤師等に相談可能**な環境の構築
- 【目的③】薬剤師等が遠隔地からの受取機に対する**リアルタイムな適正管理**の実現

- これらの機能を搭載することで、**簡便性だけではない一般用医薬品の適正管理や即応性を実現する**。加えて、へき地のみならず、これまで一般用医薬品が提供できなかった生活動線上で待ち時間がなく一般医薬品の提供が可能になる。それにより生活者のセルフメディケーション意識をさらなる向上が期待できる。

サンドボックス実証を申請する背景

- 我が国の医療に対し、**個人予防・健康作りに関する行動変化につなげるとともに、感染症など早期に対策することで影響を最小限にさせる取り組み強化が重要**になってきている。
- その中で、**一般用医薬品へのアクセスを向上させ**、生活者の軽度の身体不調の予防や早期対策をできるように高めるために**セルフメディケーションの意識を高めていく**ことが重要である。
- 令和7年の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）等の一部改正により、薬局又は店舗販売業者（管理店舗）の薬剤師又は登録販売者（薬剤師等）の管理下で、**令和9年に一般用医薬品の登録受渡店舗（受取機）での受取が可能となる**。
- 最近の『オンライン技術』の進化により、スマートフォンやパソコン（以下PC）などを利用して、システム上での遠隔在庫管理や、カメラを利用した遠隔服薬指導（相談対応）など購入希望者とのコミュニケーションが遠隔でできるようになってきた。
- これらの最新且つ革新的な技術を適応した新たなビジネスモデルの実用化に向けて、本実証実験で得られた結果やデータを用いて、**OTC市販医薬品の流通における安心安全等の確保・向上**を同時に実現することを目指す。

実証計画 （実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから６ヶ月後の日が属する月の末日まで）

- 新技術等実証の内容

（１）新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容

薬剤師等の適正な管理の下、すでに開設済の薬局の一部として設置された一般用医薬品受取機において、一般生活者を対象に、**第1類医薬品、指定濫用防止医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品（要指導医薬品を除く）の適正な受取を実現**することを検証する。

（２）実証の内容及びその実施方法

【実証場所】　たーとす薬局　ねりま春日町店　店舗内　東京都練馬区春日町三丁目29番8号　１階

イ）**スマートフォンを利用**した販売サイトで**プライバシー確保しつつ、いつでも相談や服薬指導を可能**とする。

ロ）対象の医薬品（**第1類医薬品、指定濫用防止医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品及び第3医薬品**（要指導医薬品を除く））においてシステムで各情報※を確認できる準備をすることで、**薬剤師等自身でOTC市販薬の受取りの可否判断を可能**とする。（操作フロー４，５ページ）
（※年齢、妊娠、連絡先などのユーザー情報や問診情報、購入履歴情報、受取機の管理情報など）

ハ）薬剤師等による受取り可判断後に受取証を発行し、**受取証をかざすことで受取機からOTC市販薬を容易に払い出す機能**を準備する。（受取りが適正ではない場合は、キャンセルできる機能を準備する）

ニ）一般用医薬品受取機は、**実証実験である旨**と**薬局の連絡先等を明示**するとともに、一般用医薬品を**受渡する設備であることを明示**する。（購入者が実証実験に同意なき場合は、薬局窓口に誘導する）

ホ）**納品者が納品するOTC市販薬が正しいことを薬剤師等が遠隔で確認できる機能**の準備と、**受け取った医薬品情報を記録する**ことで、購入後（服薬時や服薬後）の薬剤師等の相談を円滑にする。
（在庫情報（在庫数、製造No.、使用期限、品質）などの医薬品を記録する）

ヘ）**販売や受取りに関する記録**は、システムに保存し薬剤師等にて確認できる準備をする。

実証計画

- 新技術等実証の内容

（２）実証の内容及びその実施方法

ト）一般用医薬品受取機は、**冷暗貯蔵機能**を有し、常に**閉鎖構造**であり、購入者が容易に手に取ることができないようにする。

チ）一般用医薬品受取機は、**薬剤師等の判断で遠隔停止状態にするなど、遠隔で操作や故障確認をできるように準備**する。

リ）一般用医薬品受取機は、OTC市販医薬品の**選択機能や決済機能を搭載せず**、購入者に特定販売から受取りをする機材であることを認知させる。



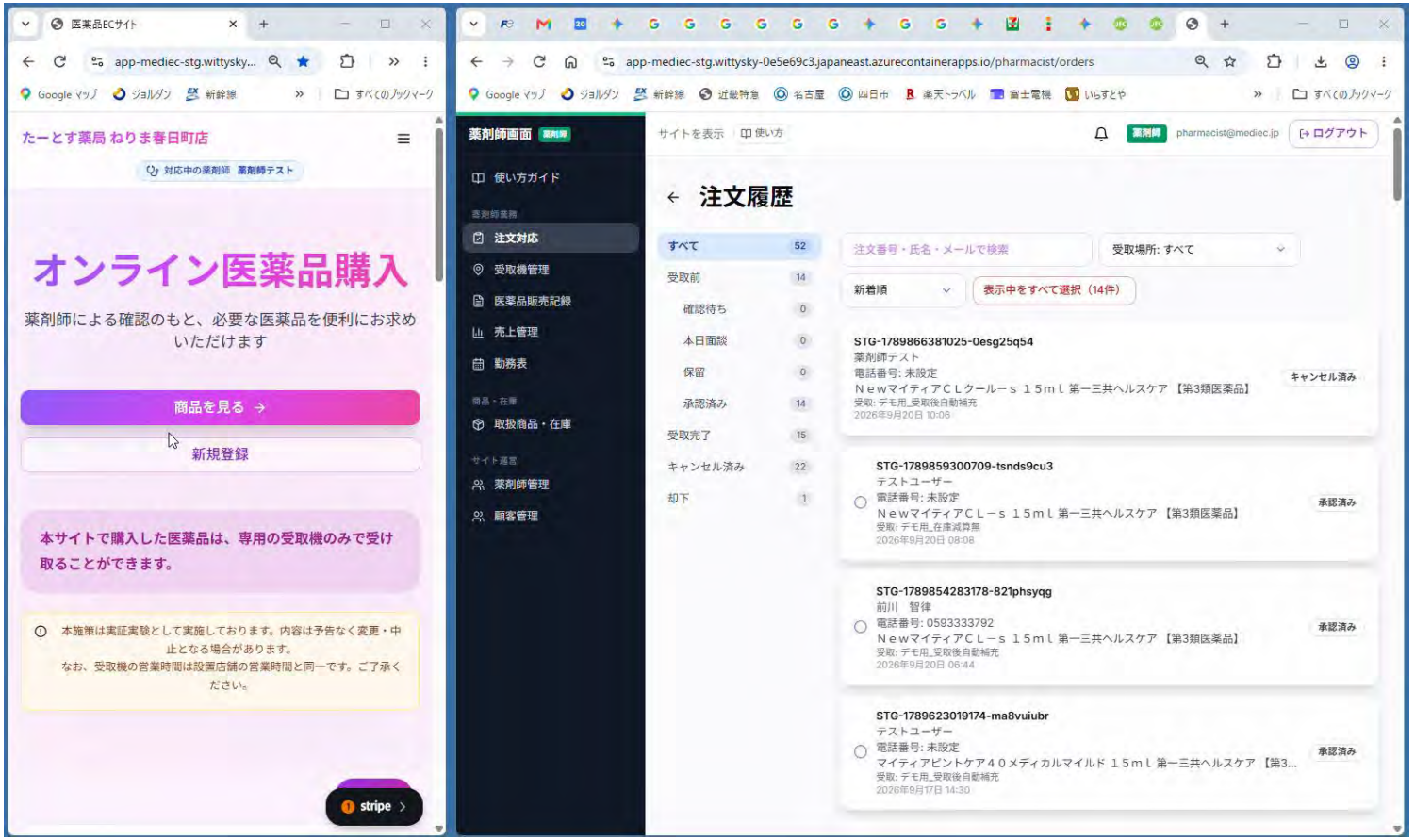
実証計画　（操作フロー）

動画



購入者（スマートフォン）

薬剤師（スマートフォン/タブレット/パソコン）





実証計画（操作フロー）

動画



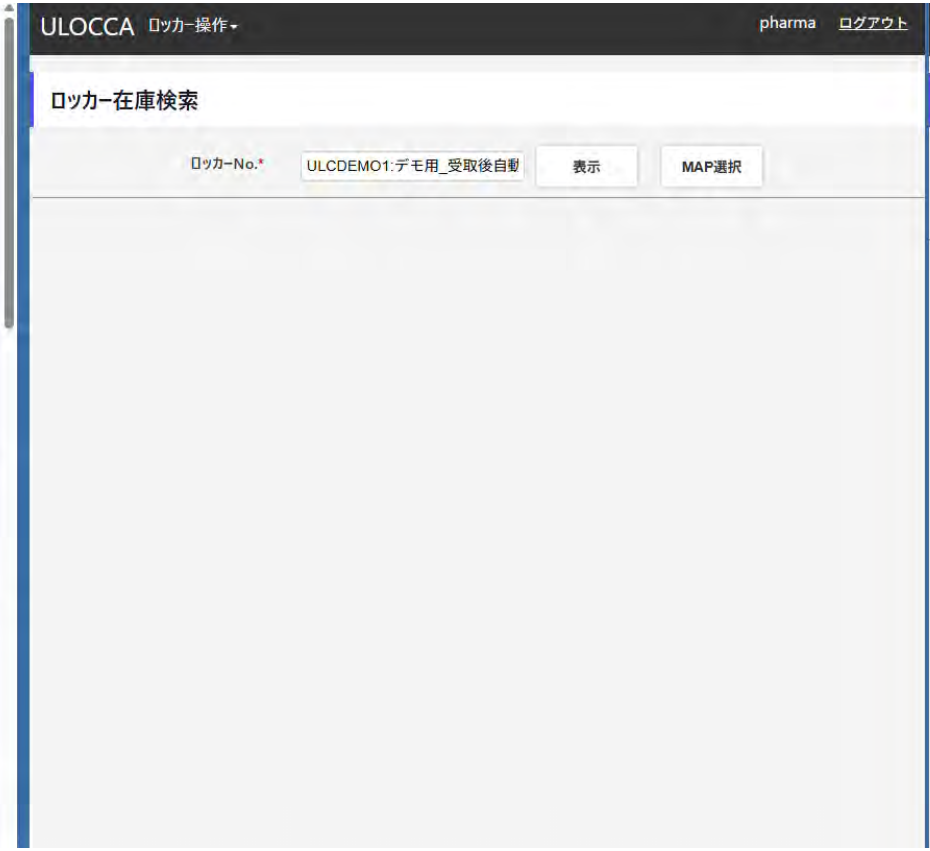
実証計画（操作フロー）

動画

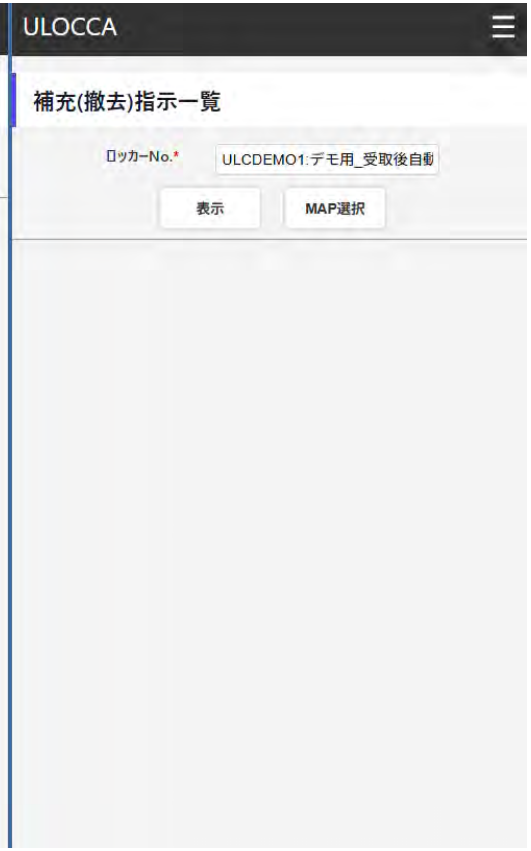
①ECサイト　設定者（薬剤師　作成代行）



②薬剤師の遠隔管理画面



③納品者のスマートフォン（店員、配送者）



実証計画

- 操作フロー

① **購入者は、スマートフォン**やPCなどを利用してオンラインで、一般用医薬品の購入操作を開始する。

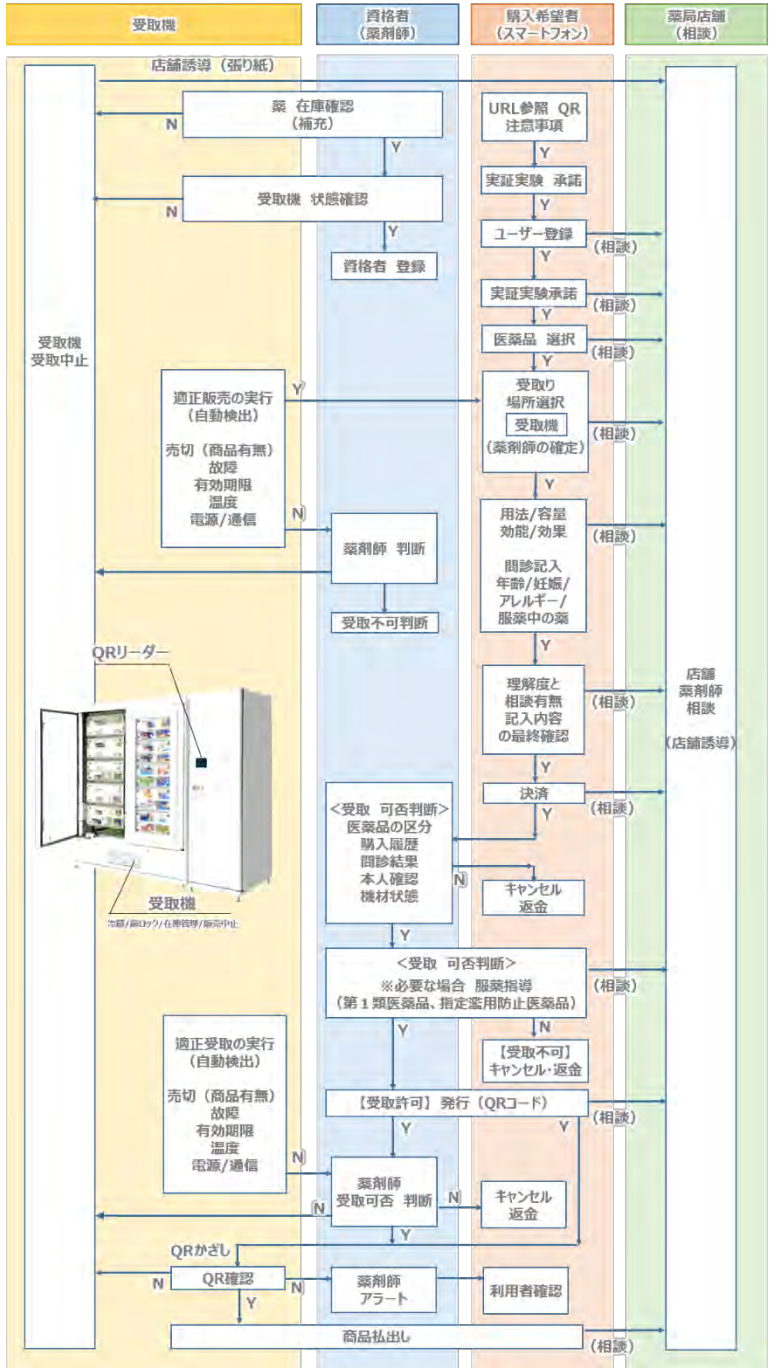
・**実証実験**であることの確認（承諾）
・薬剤師等がオンラインで**情報提供することの確認**（相談の有無）
・年齢（18歳以上）や妊娠など**購入者（患者）の状況**を確認

また、アカウント登録時に**免許証などで生年月日を登録する**ことで、より正確な年齢判断をする。

③ スマートフォンなどで一般用医薬品の購入（実証実験）に同意した購入希望者は、**スマートフォンやPCなどで購入したい一般用医薬品を選択**し、選択した一般用医薬品に係る情報（一般用医薬品の名称、有効成分の名称及びその分量、用法・用量、効能又は効果、服薬上の留意点、服薬後注意すべき事項等）をスマートフォンなどで確認する。

④ 一般用医薬品受取機での**受取り場所を選択**する。

⑤ 購入希望の一般用医薬品に応じて、薬剤師等が設定した「**購入希望者の状態に関する問診**（本剤のアレルギー、妊娠有無、併用する一般用医がないこと等）」をスマートフォンで確認できるようにする。



実証計画

- 操作フロー

⑥ 購入希望者が購入決定を選択した後、薬剤師等の勤務する薬局のＰＣ等の**情報端末上のシステムに通知**する。

薬剤師等は、**購入履歴や問診内容の情報から販売可否を判断**する。
（第1類医薬品と指定濫用防止医薬品は、**TV電話を利用した服薬指導**）
（第2類（指定第2類）医薬品、第3類医薬品は、**薬剤師判断**）

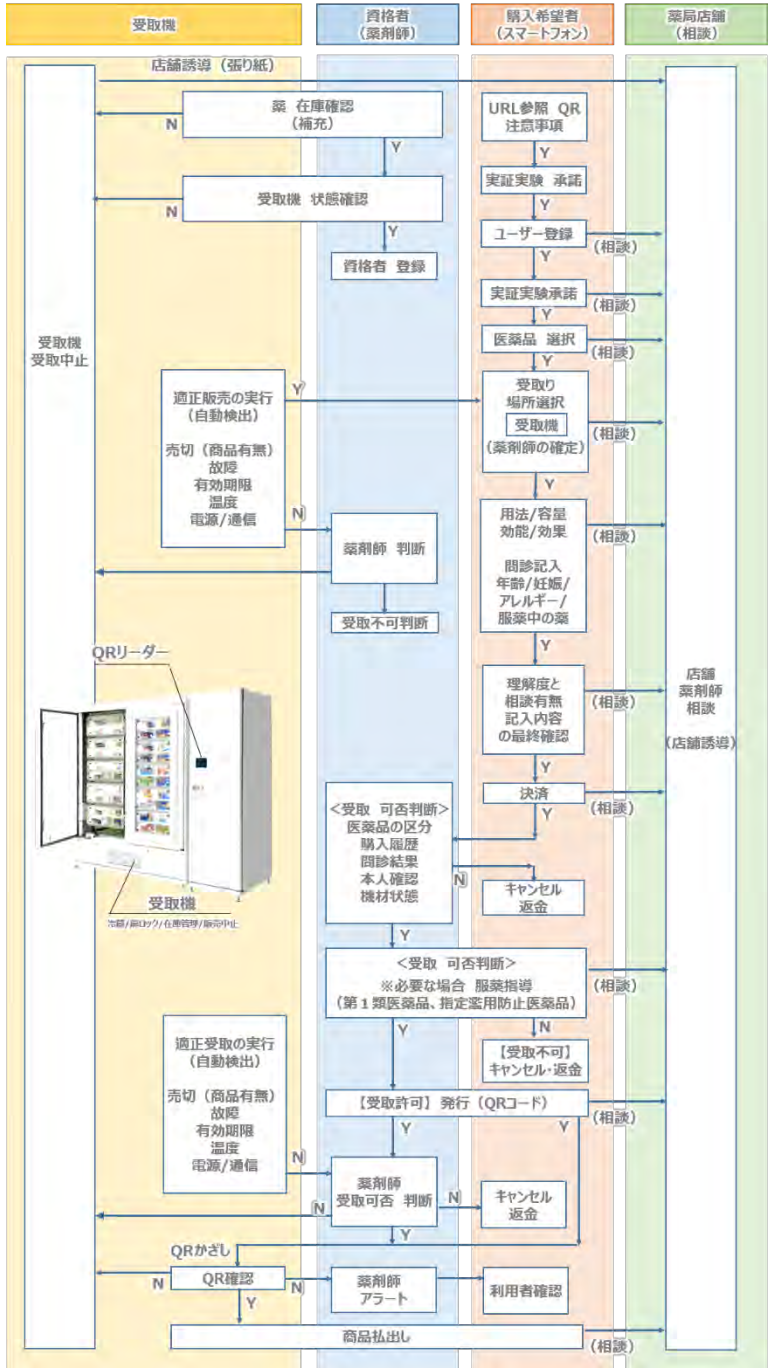
購入希望者の状態が、**薬剤師等が設定した状態を満たさない場合は、販売しない。**
（薬局又は店舗販売業者（管理店舗）の薬剤師等へと誘導する）

⑦ 薬剤師等の判断を経て販売可能となった場合にのみ、購入希望者の**スマートフォンやPCなどに受取証としてQRコードを表示**させる。

（販売不可の場合は、QRコードは表示せず薬局に誘導する）
（実証実験における指定濫用防止医薬品を購入する場合は、薬局の薬剤師等は服薬指導した履歴を記録することで、薬剤師等が交代した場合でも購入の判断をできるようにする）

⑧ 購入希望者は、**受取証（QRコード）を一般用医薬品受取機の検知部にかざす**ことで受取機から一般用医薬品を払い出す。

（薬剤師が薬局に貯蔵した時に、品名、数量及び日時を記録する。）
（薬剤師から購入者に対して受取指示をした時に、品名、数量及び日時を記録する。）
（受取機から受取者に対して受取した時に、品名、数量、日時を記録する。）



実証計画 （実証期間：認定後、実証開始の準備が整ってから６ヶ月後の日が属する月の末日まで）

（３）分析の内容及びその実施方法（測定内容）

- 本実証実験を通じて以下のデータを取得することで、一般用医薬品受取機における一般用医薬品販売について適切な管理がなされ、一般用医薬品の管理と販売の安全性が担保されることを検証する。

① 一般用医薬品の販売実績

（参加者数（購入希望者数）、一般用医薬品の種類、数量、購入時刻）

② 情報提供の実績

（提供件数（不要数）、提供方法、提供時刻と時間、薬剤師等の数、提供頻度）

（アプリ登録数、情報提供内容、提供日付）

③ 濫用薬の抑制実績

（薬局での購入希望者数、許可/不許可数、濫用判断数）

④ 一般用医薬品や受取機の管理実績

（不良品の確認、衛生状況、受取機の機能、トラブル対応、補充回数/時刻

⑤ 購入者や購入希望者の意見を記入できるように、スマートフォンやPCなどの実証実験の**受取りにおけるアンケート**を実施する。

課題となった規制について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

課題となった規制	〈参考〉関係法令等	
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号） **（薬機法）** ・第４条 ・第５条 ・第７条 ・第10条 ・第24条 ・第36条の９ ・第36条の10 ・第36条の11 ・第37条 ・第57条の２	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号） **（薬機則）** ・第１条の2 ・第15条の6 ・第15条の7 ・第16条 ・第16条の２ ・第159条の14～17 ・第159条の18の２～５ ・第159条の18の６ ・第159条の18の７ ・第218条の４～５	薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第２号） **（構造設備規則）** ・第１条 ○薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和39年厚生省令第３号） **（体制省令）** ・第１条

課題となった規制（抜粋）について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

（一般用医薬品の販売に従事する者）
第三十六条の九
薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、一般用医薬品につき、次の各号に掲げる**区分に応じ、当該各号に定める者に販売させ、又は授与させなければならない。**
一 **第一類医薬品　薬剤師**
二 **第二類医薬品及び第三類医薬品　薬剤師**又は登録販売者

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験は、**薬剤師に一般用医薬品を販売させる**ため、薬機法第36条の９に準拠していると考えます。

課題となった規制（抜粋）について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

（一般用医薬品に関する情報提供等）
第三十六条の十　薬局開設者又は店舗販売業者は、第一類医薬品の適正な使用のため、第一類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、**厚生労働省令で定める事項を記載した書面**（当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。）を用いて必要な情報を提供させなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、**スマートフォンを使った遠隔服薬指導の中で、薬剤師に書面（紙面）を使用して情報を提供**させるため準拠していると考えます。

２　薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師に、あらかじめ、**第一類医薬品を使用しようとする者の年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項**を確認させなければならない。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、購入者のECサイトへのアカウント登録時に年齢を登録させるとともに一般用医薬品の販売時に、**第一類医薬品を使用しようとする者の年齢を確認する**ため準拠していると考えます。加えて、年齢に応じた情報提供及び厚生労働省令で定めた事項を伝えることにより準拠していると考えます。

課題となった規制（抜粋）について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

３　薬局開設者又は店舗販売業者は、第二類医薬品の適正な使用のため、第二類医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、**必要な情報を提供させるよう努めなければならない**。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、**スマートフォンを使い厚生労働省令で定めるところにより必要な情報を提供する**ため準拠していると考えます。

４　薬局開設者又は店舗販売業者は、前項の規定による情報の提供を行わせるに当たつては、当該薬剤師又は登録販売者に、あらかじめ、第二類医薬品を使用しようとする者の**年齢、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定める事項を確認させるよう努めなければならない**。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、購入者のECサイトへの**アカウント登録時に年齢を登録させるとともに薬の購入時に薬を使用しようとする者の年齢を確認し、加えて、他の薬剤又は医薬品の使用の状況その他の厚生労働省令で定めた事項を確認する**ことにより準拠していると考えます。

５　薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の適正な使用のため、その薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又はその薬局若しくは店舗において一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた**一般用医薬品を使用する者から相談があつた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、必要な情報を提供させなければならない**。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、相談があった場合は**スマートフォンを使い厚生労働省令で定めるところにより薬剤師に必要な情報を提供させる**ため準拠していると考えます。

課題となった規制（抜粋）について

新技術等関係規定に違反しないことの考え方

（指定濫用防止医薬品に関する情報提供等）
第三十六条の十一（一般用医薬品に関する情報提供等）
４　薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、第一項本文の規定による情報の提供ができない場合その他指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の**適正な使用を確保することができないと認められる場合には、指定濫用防止医薬品を販売し、又は授与してはならない。**

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験では、**薬剤師による情報の提供ができない及びその他指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の適正な使用を確保することができないと認められる場合、薬剤師により販売及び授与させない**ため準拠していると考えます。

第五十七条の二　薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他の物と区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。
３　薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品を陳列する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、**第一類医薬品、第二類医薬品又は第三類医薬品の区分ごとに、陳列しなければならない。**

【本実証実験における適合性の見解】
３　本実証実験は、**第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の区分ごとに陳列する**ため準拠していると考えます。

４　薬局開設者又は店舗販売業者は、**指定濫用防止医薬品を陳列する場合には、指定濫用防止医薬品の適正な使用を確保する**よう、厚生労働省令で定めるところにより、陳列しなければならない。

【本実証実験における適合性の見解】
本実証実験は、**指定濫用防止医薬品は鍵をかけて陳列する**ため、準拠していると考えます。

〈参考〉関係法令等（抜粋）

法律、省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第１号）
（薬機則）

（特定販売の方法等）
第十五条の六　薬局開設者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。
一　当該薬局に貯蔵し、又は陳列している要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、一般用医薬品又は薬局製造販売医薬品を販売し、又は授与すること。
二　特定販売を行うことについて広告をするときは、**インターネットを利用する場合はホームページに、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報を、見やすく表示すること。**
三　特定販売を行うことについて広告をするときは、要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）、**第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示する**こと。
四　特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うこと。

【本実証実験における適合性の見解】
一,本実証実験では、一般用医薬品を対象としているため準拠していると考える。
二,本実証実験では、別表第一の二及び別表第一の三に掲げる情報（許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日や登録販売者の氏名など）を、**見やすく表示しているため準拠している**と考える。
三.本実証実験では、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び指定濫用防止医薬品の**区分ごとに表示するため準拠している**と考える。
四.都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページで行うため準拠していると考える。

〈参考〉関係法令等（抜粋）

法律、省令

薬機則
第159条の17
薬局開設者又は店舗販売業者は、法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を、次に掲げる方法により、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に行わせなければならない。

一　**第一類医薬品の情報の提供**については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する**薬剤師に行わせること**。
二　**第二類医薬品**又は**第三類医薬品**の情報の提供については、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する**薬剤師**又は登録販売者に行わせること。

２　薬局開設者又は店舗販売業者は、一般用医薬品の**特定販売を行う場合**においては、当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた当該一般用医薬品を使用する者が法第三十六条の十第五項の規定による情報の提供を**対面又は電話により行うことを希望する場合**は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、**対面又は電話により、当該情報の提供を行わせなければならない**。

【本実証実験における適合性の見解】
一　第一類医薬品の情報提供は、**薬剤師が特定販売（ECサイト）に第一類医薬品の情報を表示させる**と共に、薬剤師による遠隔服薬指導の中で**直接TV電話を利用して対面等**（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法により薬剤若しくは医薬品の適正な使用を確保することが可能であると認められる方法（以下「対面等」という。））**で情報提供させる**ため準拠していると考えます。
二　第二類医薬品及び第三類医薬品の情報提供は、**薬剤師が特定販売（ECサイト）に第二類医薬品及び第三類医薬品の情報を表示させる**ため準拠していると考えます。

２　一般用医薬品を**使用する者が情報の提供を希望する場合**は、**特定販売（ECサイト）から薬剤師によりTV電話を利用した対面で情報を提供する**ため、準拠していると考えます。

〈参考〉関係法令等（抜粋）

法律、省令

第159条の18の2（指定濫用防止医薬品に関する情報提供の方法等）
薬局開設者は、法第三十六条の十一第一項の規定による情報の提供を、第百五十八条の十第一項の規定により読み替えて適用される第百五十八条の八第一項（第六号に係る部分を除く。）に掲げる方法のほか、次に掲げる方法により、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に行わせなければならない。
一　**当該薬局の情報の提供を行う場所**（薬局等構造設備規則第一条第一項第十四号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。）において行わせること
二　当該指定濫用防止医薬品を濫用した場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることその他の**当該指定濫用防止医薬品の適正な使用のために必要な情報**を、当該指定濫用防止医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は当該指定濫用防止医薬品を使用しようとする者の状況に応じて**個別に提供させる**こと
三　情報の提供を受けた者が**当該情報の提供の内容を理解したこと**及び質問の有無について確認させること

【本実証実験における適合性の見解】
一　本実証実験では、**薬局内で薬剤師により情報提供させる**ため、準拠していると考えます。
二　本実証実験では、薬剤師より**遠隔服薬指導及びTV電話にて書面（紙面）で項目を見せ、適正な使用のために必要な情報を提供させる**ため、準拠していると考えます。
三　本実証実験では、購入者の理解度**及び質問の有無を購入者自身に特定販売（ECサイト）の中で回答させる**画面遷移があり、その結果を薬剤師に確認させるため準拠していると考えます

〈参考〉関係法令等（抜粋）

法律、省令

構造設備規則
(薬局の構造設備)
第一条　薬局の構造設備の基準は、次のとおりとする。
一　調剤された薬剤又は医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が容易に出入りできる構造であり、**薬局であることがその外観から明らか**であること。
二　換気が十分であり、かつ、**清潔である**こと。
三　当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所及び**不潔な場所から明確に区別**されていること。
四　面積は、おおむね一九・八平方メートル以上とし、**薬局の業務を適切に行なうことができるもの**であること。
五　医薬品を通常陳列し、又は調剤された薬剤若しくは医薬品を交付する場所にあつては六〇ルツクス以上、調剤台の上にあつては一二〇ルツクス以上の明るさを有すること。
七　**冷暗貯蔵**のための設備を有すること。
八　**鍵のかかる貯蔵設備**を有すること。
九　貯蔵設備を設ける区域が、他の区域から明確に区別されていること。

【本実証実験における適合性の見解】
一　本実証実験は、**薬局の名称と受取店舗であることを受取機に貼り付ける**ことで、その外観から薬を受け渡しできることが明らかであるため準拠していると考えます。
二、三　本実証実験は、**薬局店舗内**で実施することで、**清潔であり、居住区域や不潔な場所と区別されている**ため準拠していると考えます。
四　本実証実験は、規定面積以上で許可を受けている薬局店舗内で実施するため準拠していると考えます。
五　本実証実験では、商品陳列部が６０ルクス以上であるため準拠していると考えます。
七　本実証実験の受取機は、**冷暗室に保存する設備であるため準拠している**と考えます。
八、九　本実証実験の受取機は、**鍵のかかる貯蔵設備**を有し、他の区域から明確に区別されているため準拠していると考えます。

〈参考〉関係法令等（抜粋）

法律、省令

体制省令
(薬局の業務を行う体制)
第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第五条第二号の規定に基づく厚生労働省令で定める薬局において調剤及び調剤された薬剤又は医薬品の販売又は授与の業務を行う**体制の基準は、次に掲げる基準**とする。

【本実証実験における適合性の見解 】
一　本実証実験は、**薬剤師により第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品を販売又は授与の業務を行うため**、三及び四に記載している体制基準に準拠していると考えます。

三　要指導医薬品又は**第一類医薬品**を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する**薬剤師が勤務していること。**
四　**第二類医薬品**又は**第三類医薬品**を販売し、又は授与する薬局にあつては、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する**薬剤師**又は登録販売者が**勤務している**こと。

【本実証実験における適合性の見解】
三、四　本実証実験は、営業時間内は、**常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務**しているため準拠していると考えます。